

「福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」報告(素案)

平成 22 年 2 月 17 日

I はじめに

福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会は、福知山市の人権ふれあいセンター、児童館、教育集会所におけるこれまでの事業に加え、より開かれた運営と事業展開を図るため、新たな市民ニーズに対応する発展・展開に向けた意見を取りまとめることを目的に、平成 21 年 11 月 4 日に設置された。

当懇話会の設置にあたり、福知山市から当懇話会に対して、同和対策事業特別措置法から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行期間、また特別措置法失効(平成 14 年 3 月末)による施設の設置目的や事業の内容、さらには評価と課題に関する説明を受けた。

課題説明では、

- ① 高齢者や障害のある人の見守り活動といった地域福祉や子育て環境の整備といった児童福祉の推進、男女共同参画・ワークライフバランスの観点からの支援など、市民ニーズに応える新たな取組にするにはどうしたらよいか
- ② より開かれた施設にするにはどうしたらよいか
- ③ どういう役割を果たす施設にしたらよいか
- ④ そのために人権推進室の役割や組織体制はどうあるべきかなどについて意見を交換し、報告することを求められた。

これを受け当懇話会は、平成 21 年 11 月 4 日の全体会以降、人権ふれあいセンターと児童館に関する分科会をそれぞれ 3 回、全体会を 1 回開催し、次の項目の検討を重ね、これまでの意見を取りまとめ、報告する。

- (1) 同和問題に関する現状と課題認識について
- (2) 施設の運営と事業企画について
- (3) 施設の役割と活用について
- (4) 組織体制について

II 各意見項目

1 同和問題に関する現状と課題認識について

同和問題に関する現状と課題認識については、次の3つの意見があった。

- ① 部落差別の実態があり、差別をなくすために取り組んできた施設の経過と差別事件や教育・就労・福祉の差別実態を踏まえた上で、同和対策の成果をこれまで以上に人権問題に対応する一般施策によく活かし、より周辺や全市に開かれた対応をすべきだ。
- ② 差別は再生産しておらず、部落差別は解消されてきた。法失効後は一般対策であり、人権推進室所管ではなく、教育や就労、福祉といった課題は周辺住民も共通しており、専門担当部署・機関で対応をすべきだ。
- ③ 施設の事業は、「うらやましい」、地域限定した事業で「逆差別」である。

(1)③の意見について

この羨望的意見については、地域改善対策協議会意見具申(平成8年)にも、事業実施に伴い周辺地域との一体性を欠いたり、目的趣旨等の啓発不足によって、いわゆる心の問題としての「ねたみ意識」が表面化し差別意識の解消に逆行するひずみとして指摘されている。同和対策事業(地域改善対策事業)は、同和問題を解決するために、周辺地域との一体性を確保しながら、市民と関係団体等の努力による特別措置であり、法失効後においても福知山市の人権行政の重要な課題のひとつとして、地区内外問わず取り組んできたものである。

この意見には次のような意見があった。

ひとつには、同和問題の解決主体者となるために、同和地区の子どもたちに、社会的立場の自覚をさせ「ふるさと」に誇りをもつ生き方を身につけ、「部落差別に出会う」その差別を跳ね返せる力をつけさせるために施設の諸事業が行われてきた原点がある。施設事業は、地区内外住民が互いに努力してきたものであり、同和地区住民に対する恩恵的に実施されてきたものではないとする意見。

ふたつには、特定の地域において、人数限定で行われている「デイサービス」や利用者数人の「高校生などの特別の補習」、さらには課長級の人的配置をして年間2,400万円もの予算で運営されている人権ふれあいセンター、少人数で費用対効果の少ない軽費な児童館事業など、心の問題ではなく、「逆差別」ではないかとする意見。

個別具体的に現われる様々な人権問題の対応は、その発生原因に対応した取組が求められる。一方で公平に行う観点からすると、特定した箇所に設置している施設事業の開かれた取組には限界があり、同様の取組がない地域、または取組内容に差が生じているのも事実であり、地域に密着した地域福祉事業など取組の全市的な組み立ての中での整理が必要である。

(2)①・②の意見について

先の2つの意見は「差別が存在する」「差別は解消しつつある」「差別はない」とした意見に分かれ、当懇話会の意見の中心的な課題となったが、次の意見がその集約的なものであったと考えられる。

「差別、人権侵害に対し目が開き、それを解決し、一定進んできたことは事実である。「現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面で問題がある」とした国の【人権教育・啓発に関する基本計画】(平成14年3月)を踏まえ、特別措置法が終わったからといって、明日から世の中が変わるものではなく、取組によって、少しずつ差別が消え、あらゆる人権問題を解決していくことを確認する必要がある。この成果の上にたって、施設を設置した原点を大事にしつつ、一般施策として同和問題や子ども、女性、障害のある人などのあらゆる人権問題をなくすことを共通の目標とし、その実現を目指すこと。」

2 施設の運営と事業企画について

(1) 現状と課題

地域に開かれたコミュニティセンター、児童厚生施設として、運営委員会において差別を許さず人権が文化として共通して広く行き渡る(人権文化の普遍的定着)まちづくりを目指して、市民の交流や地域活動の振興、子どもたちの健全育成に貢献してきた。

運営委員会にあつては、事業の計画や実施、また年度末評価を行っているが、年数回の協議では、館事業の評価やあり方等審議するには十分ではない。人権講演会や文化行事などの公民館活動との重複をはじめとした地域活動との調整、また利用者数から見る費用対効果には、事業参加人数が少ないという問題がある。このため、より効果を高めるため、子ども等利用者の声をくみ上げ、施設の認知度を高め、遠くでも行ってみたいと思われるように魅力を高めることが課題である。

(2) 今後のあり方として提案された意見

差別を許さない人権社会の構築のためには、市民との協働が不可欠であり、市民の共感と理解を得られるよう、市民により開かれ、市民による運営とすることを柱に次の意見があつた。

- ・施策の実施状況や運営状況等に関する情報を、広く市民にわかりやすく公開する。
- ・指定管理者が管理する施設への移行といった大胆な運営主体の変更や委託協働化を一層推進する。
- ・運営主体を民営化することで、これまでの取組成果が後退しないか、人権問題を解決する行政の責務を堅持しながら、市民の協働の仕掛けをつくる必要がある。
- ・市直営とするならば、ふさわしい事業のあり方を検討すべきである。
- ・運営委員会を充実強化し、新たに幹事会を設け活性化を図るとともに、利用者の会を設け、施設の運営や事業の企画立案、評価を受ける。
- ・運営委員会の構成メンバーについては、自由な意見や多様な発想が反映されるよう再編する。
- ・公民館活動との重複については、目的・内容の整理の上、調整する。
- ・児童館における事業利用者が小学校区単位で測ると、少なく、費用対効果は少ない。
- ・事業利用者数から見る費用対効果は少ないが、参加者一人ひとりの多様性ある課題に対応しながら実施しており、一面的な効果とはならない。
- ・施設そのものの認知度が広範囲な市民からすると低く、定例的な活動内容に

についても情報発信をする。

- 貸館情報をホームページに掲載し、また定例的事業については年度当初に市民にお知らせし、各児童館における特色ある事業などについては、広報「ふくちやま」によるシリーズ掲載をするなど広報を積極的に活用する。

3 施設の役割と活用について

(1) 現状と課題

同和問題の解決に向けて、地域住民の生活改善・支援に取り組み、住民の社会的、経済的、文化的生活に大きく貢献してきた。また、法失効後の福祉と人権の拠点施設である人権の拠点に関しては、人権問題の対応や市民交流、文化・地域振興に寄与してきた。また、福祉の拠点として、人権ふれあいセンターは高齢者対策を付加するデイサービス事業、児童館においては、一部の施設では児童クラブを行ない、児童クラブを福祉保健部に移管後は、子育て支援として自由来館の放課後サポート事業を実施してきた。また人にやさしいまちづくりを行い、地域福祉の拠点施設として、地域福祉推進協議会と連携した相談窓口を設置した施設、また館を中心にして公民館や婦人会、老人会の活動の拠点として、独居高齢者の配食サービス等を行い、地域福祉を推進している施設もある。

しかしながら、地域の福祉の拠点としては、活動や連携・情報共有等十分ではない。今、要介護者等要援護者をはじめ高齢者や障害のある人の見守りや日中支援、子どもの安心・安全といった住民と協働した地域福祉・児童福祉活動が課題となってきた。また自殺や虐待、さらにはひきこもりやニートといった課題やワークライフバランスの観点からの課題も市民ニーズとしてあり、これらに対応する自治会、公民館などの地域組織や民生児童委員、ボランティア・NPO、介護支援専門員、ホームヘルパー、保護司、保健師などの関係者、また学校、児童相談所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関、関係担当部署との連携や組織のあり方など、課題は多い。

(2) 今後のあり方として提案された意見

人権問題に対応するには、これまでの啓発や交流、学習活動はもとより、教育、就労、福祉などあらゆる分野の課題が多様に包括しており、総合的な継続的相談が求められる。

施設においては、同和地区内において、複合的、集中的に現れた課題に地域住民と共に対応してきた経験をもとに、新たな課題に対応することが求められている。このことについて、次の意見があった。

- ・地域福祉事業として行っている人権ふれあいセンターのデイサービス事業は、周辺に在住する(小学校区内)高齢者を対象に行い、給食サービスと交流や人権学習を行っており、こうした事業を地域福祉推進協議会等と連携して、見守り活動等広げていく必要がある。
- ・公費の負担は無益であり、一般地域で行われている「ふれあいサロン」のように住民でボランティアを作り、住民ニーズに応えるよう、自立・自助の方

向で進めるべきだ。

- 施設の立地上ある程度の範囲の地域に限定した取組となり、そうした課題への対応も「うらやましい・逆差別」といった印象を市民に与える。
- 今様々に起こっている課題は、全ての地域にある課題で、全てを一般施策の中で対応しなければ「逆差別」につながる。
- 広く市民が望んでいる施設にするために、基本は他市のように貸館にし、一部は福祉部直轄の施設として、高齢者や障害者の利用する施設または、団体が入居する施設とする。
- 市民との交流を旺盛にし、施設の有効利用をはかる上で、大江町の施設の運用は他の施設の範とすべきものと思う。
- 大江町の施設は、現状を続け、従事する職員も今のままで、地域福祉の推進等懇話会の意見を参考に実施した上で考えていけばいい。館を中心にして公民館や婦人会、老人会の活動の拠点として、独居高齢者の配食サービス等を行い、地域福祉を推進している。こうした施設のない地区においては、それぞれ公的施設があり、それぞれの地区の施設として運用されている。地域福祉等の拠点として動き出せば、市全体としても進展があると思う。
- 施設を設置してきた原点である、歴史的経緯と取組、そして現状の課題を踏まえる必要がある。
- 差別は、差別の原因に対応した取組が必要で、生活全般にかかわる複合的、集中的な問題がある以上、解決する取組は、同和地区で複合的に行われ、その他の差別と同様に各担当部署が連携する取組が必要である。
- 他市と同様に法期限前から貸館を行っており、また他市同様に事業も行っている。貸館利用者数は他市と比較しても劣らない。
- 施設は、市民の共有財産として、関係者・関係機関・関係担当部署と情報を共有しながら、市民の身近な拠点として地域密着の取り組みを行うことが必要である。
- 市直営にふさわしい事業が展開できない施設は、廃止か転用、あるいは課題に対応した一点集中の施設とすべきである。
- 設置されている地域の特性に応じて市全体の課題に対応した施設に「特化した事業」も視野に検討されるべきである。
- 児童クラブの復活
- 障害者センター、自立活動支援センター、就労支援センター、DV シェルター、子育て支援センターに特化した施設としてはどうか。
- 障害のある人への「特化した事業」は一般施策補助事業のメニューを活用すれば、財政負担は少ない。
- 障害のある人やボランティアの利用促進を図る必要がある。

- ・「特化した事業」は、これまでの機能を維持しつつ、出来るものは行い、市民ニーズに対応するようフローで分けることも考えられる。
- ・運営委員会の主体的な参画による審議、評価の結果、各施設単位に特色ある形態・内容になることが許容されることを考える。
- ・「特化した事業」は、市街地で有用性・可能性があるが、周辺地域では、生涯学習・地域福祉活動との機能を共有し、総合的な地域のセンターとすることが考えられる。
- ・これまでの延長線上での活用ではなく、思い切った衣替え・見直しが必要で、同和地区住民の感情等を大切にしながら、現状にあった改革(少子化・高齢化・障害者福祉強化等)をする時期。例えば、指定管理者施設への移行、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等の参入も視野に入る。
- ・施設等のあり方=施設の有効利用であり、一度に活用変更することは困難を伴うが、出来る施設は、人権ふれあいセンターと児童館をひとつと見え、1階にデイサービス事業所を置き、隣接する施設を活用しつつ 2階は従来のセンターとしての活用をしてはどうか。
- ・市の直営施設として運営するならば、それにふさわしい事業のあり方を検討すべき。
- ・児童館においては、人権ふれあいセンターに求められるあり方に加え、子育てサークルの活動の場としても、またそれぞれ特色を持った事業を行い、魅力ある館活動が求められる。
- ・また児童館においては、児童のみに特化せず、高齢者や障害のある人、在宅デイサービスなど交流機会を設ける。
- ・同じ地区内に併設する共同利用施設等については、地元自治会との連携、周辺住民の要望等を踏まえ、その利用状況を見ながらも、ボランティアや NPO 等とも連携し、有効利用をすべきである。
- ・バリアフリー化になっていないため、誰にでもやさしい施設の改善をする。
- ・隣保館、児童館、集会所といった名称を、明るく親しみやすいものに変える。
- ・家族の送迎を基本とした子どもたちの活動の場としてはどうか
- ・多少の使用料を払ってでも(趣味やお話し会、サークル活動、スポーツ等)多くの人が利用できるようにしてはどうか。

4 組織体制について

(1) 現状と課題

人権ふれあいセンターは、隣保事業として相談事業などを通して、同和地区住民の生活改善・支援に取組み、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きく貢献してきた。法失効後は、差別を許さない人材育成を行いながら、福祉の向上、人権啓発の住民交流拠点として小学校区全体に開かれた「福祉と人権の施設」としての運営をしてきた。児童館においても同様に、差別を許さない人材育成を行いながら、「福祉と人権の施設」として、子どもたちの心豊かな健全育成に大きく貢献してきた。このための職員を、人権問題の相談や課題調整に対応する人権推進室に配置してきた。

今後、問題が多様化、複雑化し、人権啓発はもとより相談等専門化が求められる。一方で、他市と比較して職員数が多く、国による隣保館運営等事業費補助金など補助金の動向しだいでは、このまま維持できないこともある。市の財政厳しい中、成果を損なうことなく、福祉と人権の拠点施設としての役割を踏まえた将来の施設の活用に対応した職員配置、組織体制が課題である。

(2) 今後のあり方として提案された意見

ア 今後、問題が多様化、複雑化し、より専門的対応が求められることに対して、次の意見があった。

- ・施設においては、地域福祉や相談を管理監督できる専門職員の配置や職員のスキルアップ、関係機関と連携すべきである。
- ・補助金しだいではこのまま維持はできない。将来の施設の役割と活用に対応した財源確保を行う必要がある。より開かれた施設とするために運営そのものを民間主体にする。福祉と人権がより連携し、情報交換や事業実施できる組織体制とすべきである。
- ・補助金がなくなり、民間に委託化は縮小合理化で、人権問題の取組になじむのか疑問である。
- ・仮に補助金が色のついていない地方交付金として配分された場合、市として取組の継続・強化は、市政の基本に関わると考える。
- ・人権ふれあいセンターには、隣接する児童館を含めた課題対応を行うために課長級館長を配置しているが、民間主体の館長もしくは、専門職の登用等をする。

イ こうした意見を踏まえて、次の二つの意見があった。

①同和施策は一般施策化している以上、重複する仕事(二重行政)をとりやめること

- ・一般施策としての、より個別課題に即したより専門的な対応が必要であり、

個別課題に応じ各部署が対処すると同時に、連携や住民の身近なところでのネットワーク化が最善の策と思われる。

- ・今、起こっている課題は、全ての地域にある問題であり、全てを一般施策の中で、対応しなければ逆差別に繋がる。
 - ・児童は子育て支援課、老人は高齢者福祉課等々それぞれの専門部署に配置すべきである。
 - ・専門職の配置は、対象によって対応やケアの内容が異なる。現在ある専門部署での職員のスキルアップを図ったり、専門職を配置することは必要であるが、財源的に困難な状況があると思われる。
 - ・必要な専門職を配置しつつも、足らざる部分はネットワークで補うことである。しかもそのネットワークは、住民の身近な所に張り巡らすことであり、旧同和地区とその周辺だけでは間に合わない。隣保館等への専門職の配置とスキルアップは空論であると言わざるをえない。
 - ・施設は、学校や幼稚園、保育園、学童と同じく課題ごとに専門機関に結集して、必要な情報提供を行い、必要な指導・援助を受けることである。
- ②同和施策は一般施策化しているが、一般施策が同和地区を素通りしない、差別は、差別の原因に対応した取組が必要であること。
- ・生活全般にかかわる複合的、集中的な問題がある以上、解決する取組は同和地区において複合的に行われ、他の差別と同様に各担当部署が連携して実施されなければならない。
 - ・担当部署に分散すると、かつてのように課題が分散し総合的な取組にならないのではないかと危惧し人権推進室の所管が必要である。
 - ・人権侵害や人権問題、あらゆる相談に対応する専門職の配置とスキルアップ、また専門部署や国等とのネットワークは大事であり、あらゆる場所で相談できる「保護・救済」に係る制度設計とそのかかる投資は必要である。
 - ・今様々に起こっている課題は、現象として全ての地域に共通しているが、教育や就労面等において再生産されている被差別者には、集中して発生している上に、「被差別者」として差別を受ける。被差別者は全ての地域に共通する課題と差別とを複合的に受けており、そうした課題に対応することが必要である。
 - ・ややもするとこれまでの相談等の対応は、一元・一過性で、継続的なフォローに欠け、相談者は悪循環の体をなしてきた。よって、ネットワーク化にあっては、これを総括する部署、また複合化する相談の窓口とその対応、顛末を管理監督・連携調整する部署が必要である。
 - ・施設においては、市の機関として、ネットワークに組み込み、従前果たしてきた多様、複合的課題対応を維持しつつ、周辺の住民に広げることが一層望

まれる。

ウ 以上の意見を踏まえ、改めて同和問題にかかる認識と人権推進室の組織体制にかかわる次の二つの意見があった。

①環境が大幅に改善され、混住化が進み、また差別意識が残るとするならば極一部に過ぎず、住民の到達点を正しく理解すること

- ・平成14年3月、特別措置法が終結し、「啓発に関する基本計画」が施行された7年を経過し、3年後は10年を目途に啓発についても終結へ向かうべきと考える。
- ・同和地域が行政から与えられる立場から、自立する立場、住民自治の立場に成長し、自らの町は自らが守る立場に立つべき。
- ・階級と階層がある社会である限り、少数者が多数を支配しなければならない仕組みが必要であり、そのための手段として差別と分断が行われてきた。理解の不十分な人に差別意識を醸成する社会が現存している。しかし、相手の立場を理解し、受容し、共感する人をつくることは出来る。現に部落差別は解消されてきた。民主主義の発展こそ人類に課せられた課題である。
- ・他市では、部落差別の解消の取組から発展させた改革を行っており、ある市では、「部落差別は解消されている」というメッセージを広報に掲載している。
- ・過去の亡霊や「厳しい部落差別が続いている」という呪縛から離れることこそ、現実を見据え未来に希望を持つ力になると確信する。
- ・福知山市全体では、どこの部署も多くの市民ニーズに応えなければならない課題を抱えながらも、最小限の税金で最大の効果を発揮するための見直しが行われている。二重行政のような重複する施策は一般行政の中で専門職に任せる事業仕訳こそ必要だと思う。
- ・職員体制の改善を図りたい。

②法施策と市民の努力により、環境改善や市民の理解は一定進んできたが、差別は厳しく、手立て取組が必要である。

- ・平成14年3月の特別措置法の失効によって、差別は無くなったわけではなく、一般対策として枠組みの中で、その解決を図ることが国においても求めている。
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に示されているように同和問題は依然として根深く存在している。その課題には、教育、就労の機会均等、小規模事業者への啓発・農林漁業を振興する上で阻害要因、いわゆる「えせ同和行為」、結婚や就職等における差別や差別落書き・インターネットを利用した差別情報に対する対応と正しい認識と理解を深める啓発、また同和問題に関し人権侵害を受けたとする

ものが利用しやすい人権相談体制の充実と連携協力をあげている。

- ・部落差別は近代になり制度としての差別性はなくなったものの、現代においてもなお、土地と血縁により差別の対象としてみなされる差別として存在している。部落差別は同和対策審議会答申の言う観念の亡霊ではなく、実体はないが差別の対象とみなされる事実として存在し、教育・就労、身元調査や結婚差別等実態として現われている。
- ・行政は責任を持って、どのような差別があるのか把握をし、差別をなくしていく手立て・取組を解決の主体者である同和地区住民と市民の理解と協働をしていくことが必要である。
- ・人権推進室は、施設を含めて、同和問題に特化した事業を行っているのではなく、あらゆる人権問題に対応する部署・施設として位置付け、取り組んでいる。

エ 以上の意見を踏まえながら、他の委員から次の意見があった。

- ・「特別対策は終わった」という法施策の対応と、早い時期に市長が「完了宣言」を市民に示すことで大きな社会変化を起こしている。全国で宣言した地自治体のその後の取り組みは財政的・市民啓発的にも大きな成果をあげている。
- ・行政の組織機構を市民が指示することは危険。人権推進室を中心とした体制のなかで「施設の方向」が定まれば体制は出来上がると思う。人件費の見直しとともに必要に応じて専門職員を配置する工夫をすれば良いと思う。
- ・目に見える差別は人権教育の浸透により減傾向にある。しかしながら、目に見えない心理的な差別はまだまだ改善されたとは言えないのも実態ではなかろうかと思っている。今後、これらの差別の解消には、様々な継続した啓発活動や人として寄り添うことのできる心や困っている人のセーフティネットと言える受け皿が必要である。効果的・効率的な組織体制となることを願う。
- ・市における各部署の機能連携及び総括する役割を担う「部署」が、組織の縦割りによる重複行政等を解消することになる。実効性ある機能を持つことが重要である。
- ・施設の原点である差別をなくする取組が必要なのはわかっている。人権教育を施設と学校と一層を連携して行うことが大事である。また、利用者の声を聞き、よりよい事業展開を図るべき。
- ・福祉事務所は非常に事務が増え、相談事業は民間にという流れがある。福祉や人権推進室と連携したケースがあった。現状を考えた時、行政の二重性と言うのはある意味チェック機能が働いたと見た。
- ・差別をなくしていこうとする機関が人権推進室なら、それがないとなればどこでやるのか、社会福祉協議会なのか、他の機関なのか、民間なのか。そこ

までの議論が必要。

- ・ 貧困と差別は切っても切れない関係がある。あらゆる人が相談に行ける人権推進室が必要である。
- ・ 人権推進室は廃止とあるが、廃止と言う意見はなく、縮小すべきであるとしか出ていない、修正を。機能についても、よそに任せるのではなく、むしろセンターについてはもつと相談事業を充実させるとか出ていた。まとめ方が間違いである。全くなくすとは聞いていない。
- ・ 民間でもお客様窓口がある。人権相談についても市民窓口が必要である。
- ・ 「誰が何時何処で」と具体的に青写真を持って、施設のあり方を議論する必要がある。

5 その他

(1) 人権侵害に対する相談と救済

人権相談・救済に関しては、差別を禁止し救済する法的システムの確立を求めつつ、当事者の視点に立って対応し、人権侵害されている人の意思に基づいた(意思のない人、意思が伝えられない人も)制度を利用して相談・救済できるよう担当部署はもとより国、府等他の行政機関やボランティア・NPO等と有機的な連携がとれるようにすべきである。

Ⅲ おわりに

人権ふれあいセンター施設等のあり方について、短い期間ながらも検討を加え、委ねられた全ての項目について、今日的な市民ニーズあった具体的な新たな取組・改善策を示せていないが、今後の方向性として以下のことを示し、今後の検討に委ねることとする。

なお、当懇話会において熱心に議論し、率直な意見を出し合えたことは有意義であった。

当懇話会において、同和問題の現状認識にかかる議論が多くを占め、具体的なあり方を示すことには至っていない。しかし、次のことにより、市民による現状認識の一助とし、その解決はもとより、あらゆる人権問題の解決につながる展望を見出すこととする。

1 市民との協働を巻き込む開かれた行政

差別を許さない人権社会の構築のためには、市民との協働が不可欠であり、市民の共感と理解を得られるよう、施設にあつては、市民により開かれ、市民による運営とする。

- (1) 施策の実施状況や運営状況等に関する情報を、広く市民にわかりやすく公開する。
- (2) 運営委員会を充実強化し、新たに幹事会を設け活性化を図るとともに、利用者の会を設けたり、アンケートをとるなど、施設の運営や事業の立案、職員の対応など評価を受ける。
- (3) 施設の事業はもとより、施設の役割と活用についても、各地域の実情を踏まえた運営委員会や利用者の会の意見を活発化する。
- (4) 貸館や定例的事业、特色ある事業について、広報「ふくちやま」の活用等を積極的に行う。

2 施設の役割と組織体制

(1) 相談体制

相談体制に関わつての議論が多くを占めた。相談業務に関わつては、多種多様化し、各専門の担当部署での対応とネットワーク化が主となるが、市民に近い場所での窓口として施設の果たす役割はある。また、差別問題との複合化している相談もあり、相談を継続的に総括し、窓口とその対応、顛末を管理監督・連携調整する部署が必要である。

(2) 新たな取組

市民ニーズにある地域福祉や障害のある人、ワークライフバランスからの観点などへの課題の対応については、施設を有効に活用し、出来ることから、運営委員会等の議論を踏まえて行う。

施設の新たな役割については、モデル的に、次のような方向によって検討されることを求める。

- ① 比較的市民が集まりやすい人権ふれあいセンターにあつては、従前の機能を維持しつつ、周辺の人権推進室所管施設も有効に活用して、全市に開かれた、1階を障害のある人やそのボランティアのルームとして、また高齢者のデイサービスなどに活用する。
- ② 児童館にあつては、自由来館ではなく、来てもらう事業の活性化が望まれ、高齢者や障害のある人などの利用を促進するとともに、子育てサークル活動の場としても、また各特色を持った事業を行い魅力ある館活動を行う。
- ③ 周辺の教育集会所にあつては、地域の福祉や生涯学習センターとして活用する。
- ④ 共同利用施設あつては、自治会との連携、周辺住民の要望等を踏まえ、その利用状況を見ながらも、ボランティアやNPO等とも連携し、有効利用をする。

(3) 組織体制

組織体制については、市が判断されるものではあるが、つぎのことを意見として報告する。

- ① 人権ふれあいセンターにあつては、隣接する児童館・教育集会所と対応しながら、差別・人権問題と複合化する各種相談に対応する体制が望まれる。
- ② 地域のコミュニティセンターとして、運営委員会等の議論を踏まえて、全市対応の特化事業や地域福祉活動の拠点施設として体制が望まれる。
- ③ 児童館にあつては、設置目的・経過を十分に踏まえ、相談等隣接する人権ふれあいセンターと有機的に連携することが望まれる。また、子どもの安全な遊び場、子育て支援の機能の観点から、従前のおり子どもに関する関係者・機関と連携し、担当部署を福祉部に所管替えすることも検討を求める。ただし、人権ふれあいセンターの機能を有する児童館もあり、教育集会所とも連携してその機能を損なわないことが求められる

3 委員の意見の反映

当懇話会において、多くの提案があつた。その提案は施設のあり方にかかわることから、市政に共通するあり方そのものへの提案もあり、市にあつては真摯に受け止め、強化・改善・見直しをされることを最後に意見とし報告する。

資料1 人権ふれあいセンター施設等の設置概要と目的、経過

1 「特別法」時代(S44～H14.3)

福知山市においては、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する課題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重要な課題であるとの認識のもとに、同和問題の早期解決を市政の最重要課題の一つとして位置づけ、同和対策審議会答申(以下「同対審答申」という。)を指針に、四半世紀余にわたって、生活環境整備をはじめ、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上及び人権啓発等の総合的な施策を展開してきた。

同対審答申の社会福祉に関する具体的方策の中で、対象地区住民の社会福祉を積極的に推進するため「既設の隣保館、公民館、集会所などを総合的見地に立って拡充し、その施設のない地区には新設して、欧米諸国にみられるコミュニティセンターのごとき総合的機能を持つ社会福祉施設を設置するとともに、指導的能力のある専門職員を配置する」とし、隣保館等の整備充実を図り、同和問題の早期解決のために対象地域におけるコミュニティセンターとして運営することの必要性を提起した。

同対審答申を受け、1969(昭和44)年7月に制定された同和対策事業特別措置法によって、隣保館の設置・運営に対しての補助制度が充実され、また、同年12月、隣保館設置運営要綱が定められ、隣保館は「地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を総合的に行い、もって地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上及び同和問題のすみやかな解決に資する」ことを目的とし、「社会調査及び研究事業、相談事業、地域福祉事業、その他各種クラブ活動・レクリエーション・教養文化活動等地域住民の交流を図る事業等を行う」こととされた。

これを契機に、福知山市の隣保館は、さわやか館【1974(昭和49)年4月1日】を皮切りに、きらめき館【1975(昭和50)年4月1日】、南佳屋野会館【1977(昭和52)年5月1日】、下六人部会館【1979(昭和54)年10月1日】堀会館【1983(昭和58)年11月3日】を設置し、本年度で36年目を迎える。この間、同和問題の解決をはじめ、「福祉と人権のまちづくり」に向けて取り組んできた。

児童館は、堀児童館【1978(昭和53)年8月】を皮切りに、10館を設置し、児童福祉法に規定する児童厚生施設として青少年の健全育成に期するとともに、同和問題を解決する役割を担って設置してきた。

教育集会所は、前田東部教育集会所【1977(昭和52)年4月】を皮切りに、15箇所設置し、設置目的、意義、役割については、隣保館と同様で、概ね相談、教育・啓発、地域支援活動を行ってきた。

2 「特別法」失効後(H14.4~H19.3)

2002(平成14)年3月末「特別法」失効後、「福祉と人権の施設」を基本理念として、同和問題解決の拠点施設としての機能を確保しつつ「差別を許さない人材育成」を隣保館・児童館の共通の目標としながら、隣保館にあっては「人権ふれあいセンター」と名称を変え「基本的人権尊重の精神に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与するとともに、市民福祉の向上及び市民に対する人権啓発の推進並びに市民交流の促進を図る」(人権ふれあいセンター条例)ことを目的として、高齢化社会に対応する周辺地域の高齢者福祉拠点として付加した「地域福祉事業」を行っている。

児童館にあっては、「児童の心身の健全な発達を促すとともに、基本的人権尊重の精神に基づき、様々な事業を通じて、差別を見逃さず許さない児童づくりに努める」(児童館運営要綱)児童厚生施設とし、男女共同参画社会の理念に基づく女性の社会参加の促進を付加として児童クラブを設置運営してきた。児童クラブを福祉保健部に所管替えを行い、現在は少子化対策を付加した「児童館のびのび放課後サポート事業」を行っている。

教育集会所にあっては、相談、教育・啓発、地域交流事業等を行い、現在7箇所の教育集会所を指定管理者制度に移行しており、順次その拡大を図ることとしている。

資料2 今日の隣保館等を取り巻く状況

1 社会の状況

回復傾向にあった景気はアメリカ発の景気低迷により、中小零細企業や地方を圧迫し、格差は広がる傾向を見せていると言われている。

高齢化がますます進み、失業者や不安定就労者の増大、生活保護受給率も増加傾向が見られると言われている。

また、子どもや女性、高齢者、障害者へのいじめや虐待、あるいは殺傷事件など、基本的人権が侵害される事件が相次ぎ、自殺者も3万人を越える状況となっている。

さらに、介護保険制度や生活保護制度の見直し、障害者自立支援法による「受益者負担」の導入、年金加入記録の漏れや誤り、医療制度の変化、ワーキングプアなど生活のさまざまな面での格差の拡大等が社会問題となっている。

一方、自治体の財政状況も逼迫する中で、新たなまちづくりを展望した行政運営が求められている。

2 国等の状況

(1) 隣保事業の推移

隣保事業は、「特別法」以前からセツルメント事業と呼ばれ、貧困問題や

大規模災害など社会的・地域的課題に対して問題解決に対応する活動として行われ、同対審答申では同和問題の解決に向けた地域のコミュニティセンターとして、設置が提起され、福知山市においても設置してきた。

「隣保館の設置及び運営について」【2002(平成14)年8月29日】では、

- ①「国民的課題としての同和問題の解決に資するため各種の事業を行い地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである」とし、
- ②「地対協意見具申及び閣議決定『同和問題の解決に向けた今後の方策について』【1996(平成8)年7月】に基づき、周辺住民を含めた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置づけるとともに地域のニーズに合った新規事業を新たに追加し、一般対策としてその事業の強化を図り今日に至っている」と経過を述べ、
- ③「2000(平成12)年6月には、社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律が成立し、地域福祉の推進が今後の福祉の重要な課題とされ」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【2000(平成12)年12月施行】第7条の規定に基づき『人権教育・啓発に関する基本計画』【2002(平成14)年3月】が定められ、新たな隣保館の役割が明らかにされた」とし、
- ④「地域における生活上の課題の解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のための各種事業を実施する」と今日的役割を示した。

これを受けた「隣保館設置運営要綱」【2002(平成14)年8月改定】で、隣保館の目的を「生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものとする」と、広がりのある方向が示された。

(2) 社会福祉の基礎改造改革～地域福祉計画づくり

「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」【2000(平成12)年12月】では、従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としていましたが、現代においては「心身の障害・不安」「社会的排除や摩擦」「社会的孤立や孤独」といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸にあわせて検討することが必要とされ、そのために社会福祉の基礎構造改革が進められ、地域福祉計画づくりが提唱された。

(3) 「あしたの隣保館」検討委員会報告【2007(平成19)年1月】

全国隣保館連絡協議会から諮問をうけた検討委員会では、「今こそ自由な発想で『あしたの隣保館』を考える土俵が作られてきていると受け止めて、大胆な事業の見直しと新しい発想で21世紀の隣保館の活動スタイルを構想する必要がある」と強く訴えられた。「部落差別の撤廃に向け隣保館が果たした大きな役割と成果を踏まえながら他方で『地域限定』や『地域主導』で進められて

きた運営手法を、『今日的な地域状況に合わせて変革を図る好機である』との提起である」と報告をした。

報告書では、次の 5 つの隣保館の視点を具体化していく取り組みを提起している。

- ① 考え・発見する隣保館【地域の実態とニーズの把握】
 - ・ 地域内外の共通の接点を見つける視点
 - ・ 創意工夫で差別の現実を照射する実態把握を
 - ・ 実態の把握による人権政策の提起(人権のまちづくり)の方向へ
- ② つながる隣保館【関係諸機関・団体との連携事業の活性化】
 - ・ 社会福祉協議会などとの事業面での連携の強化
 - ・ 地域包括支援センターとの情報交換
 - ・ 館運営委員会の設置と活性化
- ③ ささえる隣保館【地域の自主活動の支援とコミュニティづくり～総合相談活動と自立支援の取り組み】
 - ・ 隣保館の自主性の確立を
 - ・ 開かれたコミュニティセンターとして
 - ・ 隣保館が設置された願いや期待を再確認する
- ④ 多様性のある隣保館【積極的な館事業の情報発信と交流】
 - ・ 館だよりの定期発行と館活動の PR
 - ・ 館活動や府県隣協の情報を、全隣協ホームページに掲載を
 - ・ 多様性を踏まえた隣保館活動を
- ⑤ 新たな隣保館【新たな「公」による隣保館運営の検討と具体化～地域福祉】
 - ・ 新たな「公」の登場
 - ・ 指定管理者制度について

資料3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律【2000(平成12)年12月施行】

法期限後の隣保館等の設置・運営にあつては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を法的根拠で行なっている。

第1条「この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする」

同法第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」【2002(平成14)年3月策定】

「各人権問題に対する取組 (5) 同和問題・・・・・・地域改善対策特定事業については、平成 14 年 3 月の地対財特法の失効に伴いすべて終了し、今後の施策のニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることになるが、同和問題の解消を図るための人権教育・啓発については、平成 8 年 5 月の地域改善対策協議会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つとしてとらえ、以下の取組を積極的に推進することとする。」とし、

隣保館については、「⑦社会福祉施設である隣保館においては、地域改善対策協議会意見具申に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する。また、地域における人権教育を推進するための中核的役割を期待されている社会教育施設である公民館等とも、積極的な連携を図る。」とされている。